

質問書回答

2017年 4月 21日

「(案件名)ガーナ国北部3州におけるライフコーズアプローチに基づく地域保健医療サービス強化プロジェクト
(公示日:2017年 4月 5日/公示番号:170085)」について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該質問目	質問	回答(案)
1	業務指示書 P20 の(5)対象州における活動計画に示されている「パイロット事業」とP27の(16)CHOによるコミュニティ活動の実施で示される「モデルコミュニティ」の相関について。	業務指示書 P20 の(5)対象州における活動計画に示されている「パイロット事業」は、UW州におけるライフコーズアプローチのパイロット事業と解釈しますが、後述P27の(16)CHOによるコミュニティ活動の実施で示される「モデルコミュニティ」との相関はどのようにか。P27の(16)で選定される10程度のモデルコミュニティにおいて、(5)で示されるパイロット活動を実施する、と解釈するのでしょうか。それともモデルコミュニティでの活動は、必ずしもライフコーズアプローチのパイロット活動を実施するとは限らないのでしょうか。	業務指示書 P20 の(5)対象州における活動計画に示されている「パイロット事業」とは、同該当項目中に括弧書きで「UW州を対象とするパイロット事業の活動計画を含む」と記載しているとおろ、成果4に関する活動としてUW州を対象に実施する活動を意味します。一方、P27の(16)で選定される10程度のモデルコミュニティにおける活動は(5)で示されるパイロット活動とは異なり、成果2に関する活動としてUW州を含む3州を対象に実施する活動を意味します。
2	P27の(16)CHOによるコミュニティ活動の実施で示される「モデルコミュニティ」について	モデルコミュニティは3州から選定するのでしょうか。それとも第1期から活動できるUW州から選定するのでしょうか。	モデルコミュニティは3州から選定し、これまでUW州を対象に実施してきた活動の横展開の活動対象となる地域を意味します。
3	業務指示書 P17の(10)相手国側実施期間・C/Pにつき、プロジェクトダイレクターがGHS総裁、プロジェクトマネージャーが各州保健局長、PPMED局長となっていることにつ	プロジェクトマネージャーとプロジェクトコーディネーターの役割につき、プロジェクトコーディネーターが(GHS中央)、プロジェクトマネージャーの上部にある、という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	いて。		
4	交通費・日当宿泊費について。	ガーナ事務所が使用している最新の交通費・日当宿泊費コストノームの共有は可能でしょうか。	可(資料添付のとおり)

以上

カウンターパート等のガーナ政府関係者に支払う
諸手当及び日当・宿泊・交通費の取り扱いについて

1. 適用範囲

本規定は、JICA プロジェクトのカウンターパートによる国内出張の旅費に適用する。また、JICA プロジェクトないしは JICA ガーナ事務所(以下 JICA)とローカルコンサルタントとの契約上で、旅費が規定されていない場合は、この規定を適用する。

2. 新支給基準

(1) 諸手当支給基準

旅費の提供以外は、引き続き「Coordinating Daily Subsistence Allowances (DSAs) Principles and Rates in Ghana」の基準に則り禁止とする。

項目	対応方針
給与補填	禁止
ワークショップへの参加費の提供	禁止
役員会、ステアリングコミッティー等への参加費の提供	禁止
講師謝金の提供	禁止
コンサルタントフィーの提供	禁止
旅費の提供	下記(2)旅費支給基準に基づいて支給

(2) 旅費支給基準 (単位: GHS セディ)

ガーナ国内主要ドナー間の協議の結果制定された「Coordinating Daily Subsistence Allowances (DSAs) Principles and Rates in Ghana」に基づき、以下のとおり支給する。

① 日当・宿泊の支給基準

ガーナ政府の規程またはカウンターパート所属機関の内規で定められた金額か、本規程で定められた下記の金額の内、何れか低い方を支払う。ただし、カウンターパート所属機関の内規が実情と比べて明らかに低い場合は、本規程を適用可能とする。JICA プロジェクトは、旅費支給につき本規程を上限としてカウンターパート機関と合意を形成するものとする。

項目	日当	宿泊料 (州都)	宿泊料 (州都以外)
カウンターパート (運転手以外)	72	250	150
カウンターパートの運転手	57	200	120

*JICA が指定したホテルにカウンターパートが宿泊する場合には、カウンターパートに宿泊料を支払わず、宿泊料に相当する実費分を JICA がホテルに直接支払うことも可とする。その際、宿泊料に食事代が含まれていない場合は、合計で日当額を超えない範囲で、日当額の 1/3 程度（切り捨て）を朝食代、2/3 程度（切り上げ）を夕食代とし、カウンターパートに支給する。宿泊料に食事代が含まれている場合は、当該食費相当額は支給しない。

*カウンターパート勤務先の州を出る日帰り出張は日当を支給する。ただし、勤務先を 12 時以降に出発する場合、または 12 時前に勤務先に帰着すると予想される場合、日当は 50% 減額する。

*宿泊を伴う出張で勤務先を 12 時以降に出発する場合、または宿泊を伴う出張で 12 時前に勤務先に帰着すると予想される場合、日当は 50% 減額する。

*JICA が昼食を現物で支給する場合、日当から 50% 減額する。JICA が夕食を現物で支給する場合、宿泊料から日当の 2/3 程度（切り上げ）を減額する。

*宿泊料調整は原則不可とするが、本規程により難い特別の事情がある場合は、事前に JICA ガーナ事務所長の承認を受けることとする。

② 交通費を支給する場合の基準

項目	基準	備考
公共交通機関利用	実費	チケット又は領収書の提出が必要
カウンターパートの私用車もしくは公用車利用	0.64（1キロあたり）	ガソリン 1 リットル当たりの価格（3.45 セディ）の 1/8+ タイヤ 4 本分の価格（3,000 セディ）の 1/15000+ 維持管理費として 1 キロあたり 0.01 セディ

ただし、ガソリン 1 リットル当たりの価格に大きな変動があった場合には、新価格を適用して交通費を積算することも可とする。

以上